

新技術評価選定実施細則

令和7年 7月31日

(趣旨)

第1条 この細則は、開発者及び提案者（以下、「開発者等」という。）が提案した新技術（以下、「提案技術」という。）について、開発者等が遵守すべき事項及び同意すべき事項を定めたものである。

なお、別に定める同意書の提出により、開発者等はこの細則に同意したものとみなす。

(調査表)

第2条 新技術調査表（以下、「調査表」という。）は、開発者等が自ら作成すること。また、開発者等は調査表の記載内容等に係る責任を負うこと。

なお、調査表の著作権は東京都建設局にあること。

2 調査表に記載した提案技術の技術情報及び経済性に関する情報等（以下、「技術情報等」という。）に虚偽又は違法性がないこと。

(権利の侵害)

第3条 提案技術は、技術に係る特許権等の権利の侵害等がないこと。

(責任の所在)

第4条 開発者等は、提案技術に係わる責任の所在を明確にすること。

2 提案技術選定後の苦情、紛争等への対応は、開発者等が行うものであり、建設局はこれらの責任も有しないこと。

(技術資料の提供)

第5条 開発者等の負担で必要な技術資料等の提出及び説明を求めることがある。また、提案技術の内容確認にあたり、開発者等に詳細な技術資料の提供を依頼することがある。

(提案技術の名称)

第6条 提案技術の名称について、他技術と同一名称の場合は、後出の提案技術の名称を変更すること。また、その際は「新〇〇工法」等のように新旧等の分けをしないこと。

(調査表の受理)

第7条 新技術評価選定取扱要領に同意しない場合、又は技術情報等その他調査表の記載事項に不備がある場合、受付窓口で調査表は受理されないこと。

(技術情報の公開)

第8条 調査表に記載した提案技術の技術情報等を新技術評価選定会議（以下、「選定会議」という。）に開示すること。

なお、新技術は、登録番号を付与した調査表と選定会議の意見を建設局ホームページにて一般公開すること。

- 2 開発者等は、調査表を自社のホームページ等に掲載しないこと。
- 3 調査表は、開発者等の記述内容をそのまま公表しているため、内容についての責は、開発者等にあり、調査表の内容に関する一般からの問合せに対しては、開発者等に対応の義務があること。
- 4 開発者等は、新技術が建設局ホームページに公開された後、開発者等の事由による技術提供の中止や法律に基づく処罰等により、新技術の公開が不適当と認められたときは、速やかに選定会議事務局（東京都総務部技術管理課）へ登録中止の申し出を行うこと。

（情報の提供期間）

第9条 新技術としての情報の提供期間は、原則として通知のあった年度から起算して5年後の年度末までとすること。

（登録の中止）

第10条 選定会議は、情報の提供期間が過ぎたとき又は次のいずれかに該当する場合、新技術情報データベースへの登録を中止することができること。

なお、登録の中止届の様式については様式－4による。

- (1) 提案技術に関して、本細則第2条第2項及び第3条に規定する虚偽の記載、特許権等の権利の侵害等又は誇大表示、中傷表示が認められたとき
- (2) 提案技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき
- (3) 提案技術を活用した工事等で、事故、不具合等が生じたことを選定会議が確認したとき
- (4) 開発者等が、選定会議と取り交わす約束に違反したとき
- (5) 本細則第8条第4項により開発者等の登録中止の申し出によるとき
- (6) 調査表に記載の問合せ先で開発者等と連絡がとれないことを事務局が確認したとき
- (7) その他、選定会議が必要と認めたとき

（新技術情報の位置付け）

第11条 新技術情報は、民間等で開発された優れた新材料・新工法等を建設局内外に新技術活用に当たっての参考情報として提供するものであり、提案技術の安全性・耐久性等の技術的事項及び経済性等について保証・認可するものではないこと。

（調査表の内容変更）

第12条 一度登録された調査表は選定会議から指示された事項、「開発者等」「評価・説明」及び「施工実績」以外の内容変更は出来ないこと。また、内容変更があった場合は、事務局に申し出ること。

なお、調査表の内容変更届の様式については様式－5による。

（異議申立て）

第13条 開発者等は、選定会議の選定結果に対して異議申立ては出来ないこと。